

(介護予防)短期入所生活介護 料金表 (介護老人福祉施設 玉成苑)

令和6年11月1日現在

1、介護サービス費(1日あたりの単位数:金額)

	項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	内容
① (基本単位)	要支援1	529	564 円	1128 円	1692 円	併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費 要介護度に応じた基本額が設定される。
	要支援2	656	700 円	1399 円	2098 円	
	要介護1	704	751 円	1501 円	2252 円	
	要介護2	772	823 円	1646 円	2469 円	
	要介護3	847	903 円	1806 円	2709 円	
	要介護4	918	979 円	1957 円	2936 円	
	要介護5	987	1053 円	2105 円	3157 円	
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	20 円	39 円	58 円	夜勤時間帯の介護職員について、基準で定められている介護職員の数よりも1名以上多い介護職員を配置している。
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20	22 円	43 円	64 円	夜勤時間帯の介護職員について、基準で定められている介護職員の数よりも1名以上多い介護職員を配置している。
	看護体制加算(Ⅰ)	4	5 円	9 円	13 円	常勤の看護師を1名以上配置している。
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9 円	17 円	26 円	看護職員を、常勤換算方法で、利用者数25名に対し1名以上の割合で配置するとともに、夜間における連絡・対応体制をとっている。
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12	13 円	26 円	39 円	利用定員が29人以下。算定日を属する年度の前年度または算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上。看護体制加算(Ⅰ)の基準に該当するものである。
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23	25 円	49 円	74 円	利用定員が29人以下。算定日を属する年度の前年度または算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上。看護体制加算(Ⅱ)の基準に該当するものである。
	機能訓練体制加算	12	13 円	26 円	39 円	機能訓練を専門に行う、理学療法士等を常勤換算方法で1名以上配置している。
	個別機能訓練加算	56	60 円	120 円	179 円	機能訓練を専門に行う、理学療法士等を常勤換算方法で1名以上配置している。機能訓練指導員等が共同して、個別機能訓練計画書を作成し、個別機能訓練計画書に基づき機能訓練を提供している。機能訓練指導員等が利用者の居宅に訪問した上で個別機能訓練計画書を作成し、その後3ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し訓練内容の見直しを行っている事。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	24 円	47 円	71 円	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合を100分の80以上。又は勤続10年以上介護福祉士100分の35以上。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20 円	39 円	58 円	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合を100分の60以上。
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7 円	13 円	19 円	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合を100分の50以上。常勤職員100分の75以上。又は、勤続7年以上職員100分の30以上。
	送迎加算	184	197 円	393 円	589 円	送迎をご利用された場合に加算。(片道あたり184単位)
	緊急短期入所受入加算	90	96 円	192 円	288 円	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に加算される。ショートステイを利用してから7日間を限度に算定可能。
	療養食加算	8	9 円	17 円	26 円	医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士等に管理された適切な療養食を提供した場合に加算。(1回につき8単位)

若年性認知症利用者受入加算	120	128 円	256 円	384 円	若年性認知症の利用者の方を受入れ、ニーズ等に対応したサービスを提供した場合に加算。	
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	4 円	7 円	10 円	<ul style="list-style-type: none"> 施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 当該事業者の従事者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的実施している事。 認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、加算の配置要件の対象に加える。 	
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	5 円	9 円	13 円	<ul style="list-style-type: none"> 加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合する事。 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している事。 認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、加算の配置要件の対象に加える。 	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ☆	200	214 円	427 円	640 円	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断し、緊急に受け入れた場合に加算。	
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	107 円	214 円	320 円	<ul style="list-style-type: none"> 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画書の作成を行っていること。 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う事。※3月に1回を限度。 	
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	214 円	427 円	640 円	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。	
在宅中重度者受入加算	421	449 円	898 円	1347 円	当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合	看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合
	417	445 円	889 円	1334 円		看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合
	413	441 円	881 円	1321 円		看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)いずれも算定している場合
	425	453 円	906 円	1359 円		看護体制加算を算定していない場合
口腔連携強化加算	50	54 円	107 円	160 円	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に位階に限り所定単位数を加算する。 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、診療報酬の歯科点数表区分番号C00Iに掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 	

医療連携強化加算	58	62 円	124 円	186 円	<p>事業所要件 以下のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していること。 ・利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 ・主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	107 円	214 円	320 円	<ul style="list-style-type: none"> ・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以上ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	11 円	22 円	32 円	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
看取り連携体制加算	64	69 円	137 円	205 円	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1)看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していること。</p> <p>(2)看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡出来る体制を確保していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 <p>※死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度。</p>
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善分として、【①+②+③(状態に応じて)】×0.14を計算した単位数が加算されます。				<p>介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から算定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の改善 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の賃金改善分として、【①+②+③(状態に応じて)】×0.136を計算した単位数が加算されます。				
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員の賃金改善分として、【①+②+③(状態に応じて)】×0.11.3を計算した単位数が加算されます。				
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員の賃金改善分として、【①+②+③(状態に応じて)】×0.9を計算した単位数が加算されます。				
					<ul style="list-style-type: none"> ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上) ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化 ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 ・職場環境の改善 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等

	項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	内容
① (基本単位)	要支援1	529	564 円	1128 円	1692 円	併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費 要介護度に応じた基本額が設定されています。
	要支援2	656	700 円	1399 円	2098 円	
	要介護1	704	751 円	1501 円	2252 円	
	要介護2	772	823 円	1646 円	2469 円	
	要介護3	847	903 円	1806 円	2709 円	
	要介護4	918	979 円	1957 円	2936 円	
	要介護5	987	1053 円	2105 円	3157 円	
② (必須加算)	機能訓練体制加算 ☆	12	13 円	26 円	39 円	機能訓練を専門に行う、理学療法士等を1名以上配置しています。
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9 円	17 円	26 円	看護職員を、常勤換算方法で、利用者数25名に対し1名以上の割合で配置するとともに、夜間における連絡・対応体制をとっています。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ☆	18	20 円	39 円	58 円	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合を100分の60以上としています。
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	20 円	39 円	58 円	夜勤時間帯の介護職員について、基準で定められている介護職員の数よりも1名以上多い介護職員を配置しています。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ☆					介護職員の賃金改善分として、【①+②+③(状態に応じて)】×0.136を計算した単位数が加算されます。
③ (状況に応じた算定)	送迎加算 ☆	368	197 円	393 円	589 円	送迎をご利用された場合に加算されます。(片道あたり184単位)
	緊急短期入所受入加算	90	96 円	192 円	288 円	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に加算されます。
	療養食加算 ☆	8	9 円	17 円	26 円	管理栄養士等に管理された適切な療養食を提供した場合に加算されます。(1回につき8単位)
	若年性認知症利用者受入加算 ☆	120	128 円	256 円	384 円	若年性認知症の利用者の方を受入れ、ニーズ等に対応したサービスを提供した場合に加算されます。
	個別機能訓練加算	56	60 円	120 円	179 円	機能訓練を専門に行う、理学療法士等を常勤換算方法で1名以上配置している。機能訓練指導員等が共同して、個別機能訓練計画書を作成し、個別機能訓練計画書に基づき機能訓練を提供している。機能訓練指導員等が利用者の居宅に訪問した上で個別機能訓練計画書を作成し、その後3ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し訓練内容の見直しを行っている事。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算 ☆	200	214 円	427 円	640 円	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断し、緊急に受け入れた場合に加算されます。

※ 1. ①と②はすべての方に加算されますが、③は状況等に応じて個別に加算されます。

2. なお、要支援の方は、②と③については、☆マークのみとなります。

3. 負担割合の1割・2割・3割については「介護保険負担割合証」をご確認ください。

2、食費・滞在費(1日あたりの金額)

食事に係る自己負担額		第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
				①	②	
				300円	600円	

居室に係る自己負担額	ユニット型個室	第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
				①	②	
				880円	880円	

<u>1食あたりの金額</u>						
朝食 405円						
昼食 480円						
おやつ 80円						
夕食 480円						

3、介護保険外の費用(その他のサービス)

項目	金額	内容
教養娯楽費	実費	個別に希望するクラブ活動に参加した場合、実費をいただきます。(喫茶クラブ利用も含まれます)
理美容代	カット	1,980円
	パーマ	6,380円
		利用時にいただきます。 毎月第2・第4水曜日
通院送迎費	1kmあたり	20円
	高速道路・有料道路利用	実費
	有料駐車場使用	実費
		協力医療機関よりも遠方の医療機関への入院や受診について、施設の車両で送迎した場合にご負担いただきます。 なお、勤務時間外や夜間帯については、市内であっても実費をご負担いただく場合があります。
テレビ貸出し料	1日	50円
		居室にテレビの貸出し(レンタル)を利用される場合、ご負担いただきます。
医療材料費	実費	特別な疾病にかかる医療材料のうち、医療保険の対象とならないものについては費用をご負担いただきます。
日用品費	実費	施設の日常生活で個別に使用するもので、利用者が負担することが相当と認められるものはその実費をご負担いただきます。

1日あたりの料金

負担割合証 1割の方					負担割合証 2割の方				負担割合証 3割の方				
介護度	段階	介護サービス費	食費・滞在費	合計	介護度	介護サービス費	食費・滞在費	合計	介護度	介護サービス費	食費・滞在費	合計	
要支援1	1	900	1,180	¥2,080	要支援1	1,740	4,075	¥5,815	要支援1	2,608	4,075	¥6,683	
	2		1,480	¥2,380									
	3		①	2,370									¥3,270
			②	2,670									¥3,570
	4		4,075	¥4,975									
要支援2	1	1,026	1,180	¥2,206	要支援2	2,048	4,075	¥6,123	要支援2	3,070	4,075	¥7,145	
	2		1,480	¥2,506									
	3		①	2,370									¥3,396
			②	2,670									¥3,696
	4		4,075	¥5,101									
要介護1	1	1,112	1,180	¥2,292	要介護1	2,219	4,075	¥6,294	要介護1	3,328	4,075	¥7,403	
	2		1,480	¥2,592									
	3		①	2,370									¥3,482
			②	2,670									¥3,782
	4		4,075	¥5,187									
要介護2	1	1,194	1,180	¥2,374	要介護2	2,384	4,075	¥6,459	要介護2	3,575	4,075	¥7,650	
	2		1,480	¥2,674									
	3		①	2,370									¥3,564
			②	2,670									¥3,864
	4		4,075	¥5,269									
要介護3	1	1,285	1,180	¥2,465	要介護3	2,566	4,075	¥6,641	要介護3	3,848	4,075	¥7,923	
	2		1,480	¥2,765									
	3		①	2,370									¥3,655
			②	2,670									¥3,955
	4		4,075	¥5,360									
要介護4	1	1,371	1,180	¥2,551	要介護4	2,737	4,075	¥6,812	要介護4	4,105	4,075	¥8,180	
	2		1,480	¥2,851									
	3		①	2,370									¥3,741
			②	2,670									¥4,041
	4		4,075	¥5,446									
要介護5	1	1,455	1,180	¥2,635	要介護5	2,905	4,075	¥6,980	要介護5	4,356	4,075	¥8,431	
	2		1,480	¥2,935									
	3		①	2,370									¥3,825
			②	2,670									¥4,125
	4		4,075	¥5,530									

☆ 概算表となりますので、おおよその金額となります。(1単位:10.66円)

☆ 介護サービス費は、表面①、②の加算を足したものになります。

☆ 令和6年4月1日より、国の制度の見直しにより、要支援1～5の介護サービス単位数が変更になりました。

☆ 令和6年6月1日より、国の制度の見直しにより、加算内容が変更となりました。